

Press Release

報道関係者 各位

平成 28 年 3 月 4 日

【照会先】

労働基準局

安全衛生部

計画課長 秋山 伸一

(総括)

課長補佐 尾崎 美弥子

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5478)

(直通電話) 03 (3502) 6753

化学物質対策課長 森戸 和美 (化学物質対策)

副主任中央労働衛生専門官 常盤 剛史

中央労働衛生専門官 富賀見 英城

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5516、5515)

(直通電話) 03 (3502) 6756

労働衛生課長 武田 康久 (健康管理対策)

産業保健支援室長 塚本 勝利

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5491)

(直通電話) 03 (3502) 6755

補償課長 三浦 宏二

(労災補償)

中央労災医療監察官 田中 勝之

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5559)

(直通電話) 03 (3502) 6751

芳香族アミンの取扱事業場に関する調査結果等について

～第二報（平成 28 年 3 月 2 日時点）～

福井県の事業場で、オルト-トルイジンをはじめとした芳香族アミンを取り扱う作業に従事していた複数名の労働者が膀胱がんを発症した事案を踏まえ、厚生労働省では、膀胱がんとの関連があるとされているオルト-トルイジンを取り扱っていると考えられる他の事業場についての労働局・労働基準監督署による調査を実施しています。

この調査結果については、第一報（平成 28 年 1 月 21 日時点）を 1 月 22 日に公表しましたが、今般、3 月 2 日までに把握できた状況等を別添のとおり取りまとめたのでお知らせします。

<資料>

芳香族アミンの取扱事業場に関する調査結果等について～第二報（平成28年3月2日時点）～

芳香族アミンの取扱事業場に関する調査結果等について
～第二報（平成 28 年 3 月 2 日時点）～

1. 概要

○昨年末から、労働基準監督署の職員が以下の事業場に立ち入り、オルト－トルイジンの取扱状況や労働者・退職者の膀胱がんの病歴等について調査を実施。

調査 1：オルト－トルイジンを取り扱っていると考えられる全国 38 の事業場

調査 2：①過去にオルト－トルイジンを取り扱っていたと考えられる全国 16^(※) の事業場（※ 第一報では 19 事業場としていたが、そのうち 3 事業場は社名変更により調査 1 の対象事業場と重複していたため、16 事業場となっている。）

②オルト－トルイジンを取り扱っていたことを労働基準監督署において独自に把握している全国 14 の事業場

○調査 1 を先行して実施したところ、第一報のとおり、38 事業場におけるオルト－トルイジンの取扱状況は以下のとおり。

- ①オルト－トルイジンを現在取り扱っている事業場：17 か所
- ②オルト－トルイジンを過去に取り扱っていた事業場：10 か所
- ③オルト－トルイジンを取り扱ったことのない事業場：11 か所

○また、第一報のとおり、オルト－トルイジンを取り扱ったことがある 27 事業場（調査 1 の①及び②）については、各事業場の業務状況に応じたオルト－トルイジンのばく露防止対策の徹底を図るとともに、オルト－トルイジンの取扱作業に従事経験のある労働者・退職者に対する膀胱がんに関する健康診断の実施・受検勧奨と健康診断の実施結果の報告を求めたところ。

○調査 2 についても調査 1 と同様の対応を行ったところであり、今回の第二報は、現時点までに把握できた以下の内容を取りまとめたもの。

- ・調査 1 のうち 27 事業場に係る健診結果（⇒ 2. 参照）
- ・調査 2 のオルト－トルイジンの取扱状況等の結果及び健診結果（⇒ 3. 参照）
- ・調査 1 及び調査 2 を受けた今後の対応（⇒ 4. 参照）
- ・福井県の事業場及び同一企業の関連事業場に係る対応（⇒ 5. 参照）

2. 調査1のうち27事業場に係る健診結果

○27 事業場に、オルトートルイジンの取扱作業に従事経験のある労働者・退職者に対する膀胱がんに関する健康診断の実施・受検勧奨と実施結果の報告を求めたところ、受検勧奨の過程で、E事業場の退職者1名が膀胱がんの病歴を有することを把握するとともに、現時点までに、11事業場、225名分の結果報告があり、そのうち、膀胱がんの所見があった者は0名であった。

※第一報で膀胱がんの病歴を有する者として把握し、公表したA事業場の退職者1名、B事業場の労働者1名については、含めていない。

3. 調査2のオルトートルイジンの取扱状況等の結果及び健診結果

(1) 労働基準監督署による調査結果

○30 事業場（調査2の①及び②）のオルトートルイジンの取扱状況を確認したところ、以下のとおり。

- ①オルトートルイジンを現在取り扱っている事業場：7か所
- ②オルトートルイジンを過去に取り扱っていた事業場：17か所
- ③オルトートルイジンを取り扱ったことのない事業場：6か所

○オルトートルイジンを取り扱ったことがある24事業場（上記①及び②）の内訳は以下のとおり。なお、各事業場に対し、業務状況に応じたオルトートルイジンのばく露防止対策の徹底を図った。

- ①製造過程で取扱いのある事業場：16か所

【Ⅰ 取扱状況】

- ㊦オルトートルイジンを原料として化学品を製造している事業場（オルトートルイジンの製造を含む）：14か所
- ㊧化学品の製造過程で副生成物として少量のオルトートルイジンが発生する等の事業場：2か所

【Ⅱ ばく露機会】

- ㊨製造設備が密閉化されている事業場（ただし、サンプル採取等の作業はあり）：13か所
- ㊩製造設備が自動化されておらず、オルトートルイジンを反応させる工程や設備間の生成物の搬送等に人による作業が存在する事業場：3か所
- ②オルトートルイジンを含む製剤を使用した塗装等を行う事業場：5か所
- ③調査研究において使用する事業場：2か所
- ④オルトートルイジンを含む製剤の販売を行う事業場：1か所

○労働基準監督署が 30 事業場に対し膀胱がんの病歴を有する者（労働者・退職者）の状況を確認し、聞き取り等に基づく範囲で把握できた状況は以下のとおり。

＜第一報（既報）分＞

Ｃ事業場で労働者 1 名、退職者 2 名、Ｄ事業場（５．参照）で退職者 1 名（これらの者には、製造工程に従事した経歴が確認されていない者も含まれている。）

＜第二報分＞

Ｆ事業場で退職者 1 名（当該退職者の膀胱がん発症については、業務における他の物質の取扱いに起因するものとして労災認定されている。）

○Ｃ事業場については、Ⅰ－㉗（原料として取扱い）、Ⅱ－㉕（密閉化された製造設備）に該当し、Ｄ事業場及びＦ事業場については、Ⅰ－㉗（原料として取扱い）、Ⅱ－㉔（密閉化されていない製造設備）に該当する。なお、先般の福井県の事業場については、Ⅰ－㉗（原料として取扱い）、Ⅱ－㉔（密閉化されていない製造設備）に該当する。

(2) 労働者・退職者に対する健診結果

○24 事業場に、オルトトルジンの取扱作業に従事経験のある労働者・退職者に対する膀胱がんに関する健康診断の実施・受検勧奨と実施結果の報告を求めたところ、現時点までに、9 事業場、101 名分の結果報告があり、そのうち、膀胱がんの所見があった者はＧ事業場で退職者 1 名であった。

※第一報で膀胱がんの病歴を有する者として把握し、公表したＣ事業場の労働者 1 名、退職者 2 名及びＤ事業場の退職者 1 名並びに 3（１）で把握されたＦ事業場の退職者 1 名については、含めていない。

4. 調査 1 及び調査 2 を受けた今後の対応

○労働者・退職者に対する健康診断が完了していない事業場及び結果が未報告の事業場について、引き続き事業場に対し、実施・受検勧奨と実施結果の報告を求め、結果の把握に努める。

○第一報及び今回、膀胱がんの病歴を有する者が把握された事業場については、健康診断の速やかな実施・受検勧奨と実施結果の報告を求め、把握された他の労働者の健康診断結果等を踏まえ、引き続き必要な対応を行う。（Ｄ事業場については、別途 5 にて記載）

5. 福井県の事業場及び同一企業の関連事業場に係る対応

(1) 福井県の事業場に係る対応

現在、独立行政法人労働安全衛生総合研究所において、1月20日及び21日に採取した試料の分析等を実施中。厚生労働省としても、引き続き、同研究所と連携しながらオルトトルイジンを中心に原因の究明を行う。

また、この事業場を有する企業に対して、当該事業場の労働者・退職者全員（オルトトルイジンの取扱作業に従事経験のない者も含む。）に対する膀胱がんに関する健康診断を実施するよう指導し、その結果、新たに労働者1名に膀胱がんの所見があったことを把握。（既に公表している分と合わせると、労働者5名、退職者1名）

(2) 関連する事業場に係る対応

福井県の事業場以外の当該企業が有する工場部門である2事業場においても、過去に、福井県の事業場と同様にオルトトルイジン等芳香族アミンを原料として染料・顔料の中間体を製造していたことが分かっている（現在は取扱いなし）。このうちの一つの事業場は、第一報で退職者1名が膀胱がんの病歴を有するとして公表したD事業場であり、当該退職者は、オルトトルイジンの取扱作業に従事経験があることが分かっているが、30年以上前のことであり、資料もないため詳細の把握は困難。

当該企業に対して、これらの関連事業場においてオルトトルイジン等の取扱作業に従事経験のある労働者・退職者に対する膀胱がんに関する健康診断の実施等を指導し、現時点では、膀胱がんの所見があった者は0名であった。

6. 労災請求への対応

○平成28年3月2日現在、福井県の事業場の5名から労災請求がなされている。

○労災請求事案については、厚生労働省本省において専門家による労災認定に関する検討会を開催することとしている。

第二報までのまとめ（主に膀胱がん関係）

○ 第二報で新たに膀胱がんの病歴又は所見が明らかになったのは、表中の4名（網掛け部分）である。

（注）表中の明朝体は既報分、ゴシック体・下線ありは第二報分

	オルト・トルイジンの取扱状況	聞き取り等により把握した膀胱がんの病歴を有する者の数	健診対象事業場数	健診実施結果の報告のあった事業場数／労働者・退職者数	健診の結果、膀胱がんの所見があった者の数
調査1： 38 事業場	①現在取り扱っている ：17 事業場	<第一報> 退職者1名（A事業場）（※1） 労働者1名（B事業場）（※1）	27 事業場	11 事業場／225 名	0 名
	②過去に取り扱っていた ：10 事業場	<第二報> <u>退職者1名（E事業場）</u> （※2）			
	③取り扱ったことがない ：11 事業場	0 名			
調査2： 30 事業場	① <u>現在取り扱っている</u> ：7 事業場	<第一報> 労働者1名（C事業場）（※1） 退職者2名（C事業場）（※1） 退職者1名（D事業場）（※3）	23 事業場 （※5）	9 事業場／101 名	<u>退職者1名（G事業場）</u> （※2）
	② <u>過去に取り扱っていた</u> ：17 事業場	<第二報> <u>退職者1名（F事業場）</u> （※4）			
	③取り扱ったことがない ：6 事業場	0 名			
福井県の 事業場	現在取り扱っている	<12月18日公表> 労働者4名 退職者1名	1 事業場	1 事業場／77 名	<u>労働者1名</u>

（※1）A事業場、B事業場及びC事業場は、現時点で、健診実施結果は未報告。

（※2）E事業場及びG事業場は、労働者についての健診実施結果は既に報告があり、現時点までに膀胱がんの所見があった者はいない。退職者については現在健診を順次実施中。

（※3）D事業場は、福井県の事業場と同一企業の関連事業場であり、当該退職者がオルト・トルイジンの取扱作業に従事経験があることは分かっているが、30年以上前のことであり、資料もないため詳細の把握は困難。

（※4）当該退職者の膀胱がん発症については、業務における他の物質の取扱いに起因するものとして労災認定されている。また、F事業場は、労働者についての健診実施結果は既に報告があり、現時点までに膀胱がんの所見があった者はいない。退職者については今後健診を実施予定。

（※5）24事業場のうち1事業場は、事業場としてはオルト・トルイジンを取り扱ったことがあるが、オルト・トルイジンの取扱作業に従事経験のある者はいないため健診対象事業場からは除いている。